

(愛媛県報平成25年12月27日第2534号外1別記6)

宇和海における区画漁業の免許の内容たる べき事項等

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第1号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市保内町川之石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市保内町川之石7の624の2番地地先丸岩の標識 点 ア Aから八幡浜市保内町川之石松ヶ鼻見通し20メートルの点 イ Aから八幡浜市保内町川之石松ヶ鼻見通し120メートルの点 ウ イから192度160メートルの点 エ アから192度160メートルの点	八幡浜市保内町川之石、喜木、須川及び宮内	別記2及び4のとおり
宇区第2号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	八幡浜市保内町川之石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市保内町住吉鼻 点 ア Aから八幡浜市保内町西町防波堤突端見通し90メートルの点 イ Aから八幡浜市保内町西町防波堤突端見通し240メートルの点 ウ イから270度100メートルの点 エ アから270度100メートルの点	八幡浜市保内町川之石、喜木、須川及び宮内	別記2及び4のとおり
宇区第3号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜小谷と畑の浦との境界線の標識 B 西予市明浜町狩浜窓いそ東側立岩南端標識 点 ア Aから177度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)100メートルの点 イ Aから177度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)300メートルの点 ウ Bから176度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)160メートルの点 エ Bから176度(宇和島市三浦権現山山頂見通し)10メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇区第4号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜3の1469(明浜漁業協同組合所有地)東角標識 B Aから護岸沿い西へ30メートルの標識 点 ア Aから356度(西予市明浜町狩浜オタビヤ川河口左岸角)見通し50メートルの点 イ Bから358度(西予市明浜町狩浜オタビヤ川河口右岸角)見通し50メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇区第5号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜3の1469(明浜漁業協同組合所有地)北角標識 B Aから護岸沿い南へ60メートルの標識 点 ア Aから98度(西予市明浜町狩浜うどの鼻南端)見通し40メートルの点 イ Bから96度(西予市明浜町狩浜うどの鼻南端)見通し40メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇区第6号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線とAの地先最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜3の1469(明浜漁業協同組合所有地)北角標識 B 西予市明浜町狩浜3の1469(明浜漁業協同組合所有地)東角から護岸沿い東へ30メートルの標識 点 ア Aから349度見通し100メートルの点 イ Bから0度見通し165メートルの点 ウ Bから0度見通し55メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
字区第7号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜2の2104の2の標識 B Aから護岸沿い西へ30メートルの標識 点 ア Aから121度(西予市明浜町狩浜水越島灯台)見通し40メートルの点 イ Bから121度(西予市明浜町狩浜水越島灯台)見通し30メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
字区第8号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜2の207-2の東端前護岸付根 B Aから護岸沿い西へ25メートルの狩浜2の207-2の西端護岸付根 点 ア Aから125度(西予市明浜町狩浜水越島灯台)見通し30メートルの点 イ Bから125度(西予市明浜町狩浜水越島灯台)見通し30メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
字区第9号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜1の215(明浜漁業協同組合所有地)東角標識(境界排水溝口) B 西予市明浜町狩浜1の215(明浜漁業協同組合所有地)東角標識(境界排水溝口) 点 ア Aから200度(宇和島市吉田町大良鼻)見通し200メートルの点 イ Bから175度(宇和島市吉田町奥浦間口)見通し250メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
字区第10号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜1の215(明浜漁業協同組合所有地)東角標識(境界排水溝口) B 西予市明浜町狩浜1の215(明浜漁業協同組合所有地)東角標識(境界排水溝口) 点 ア Aから200度(宇和島市吉田町大良鼻)見通し200メートルの点 イ Bから197度(宇和島市吉田町奥浦間口)見通し200メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
字区第11号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町渡江地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町渡江ぎおん鼻標識 B 西予市明浜町渡江古網代鼻新田90の2西角標識 点 ア Aから191度(西予市明浜町渡江新田西角)見通し20メートルの点 イ Bから207度(西予市明浜町渡江だけの島)北西角見通し30メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
字区第12号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町俵津地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町俵津根崎鼻東角標識 B 西予市明浜町俵津酒井新田中央溝西端角標識 点 ア Aから108度(西予市明浜町俵津小網代狸穴)見通し100メートルの点 イ Bから109度(西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根)見通し390メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
字区第13号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町俵津地先	Dア、アイ、イウ、ウエ及エEの5直線とD E間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町俵津3の22の5標識 B 西予市明浜町俵津宮崎川河口左岸端標識 C 西予市明浜町俵津9の162の10の標識	西予市明浜町	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					D 西予市明浜町俵津9の169の2防波堤北側付根 E 西予市明浜町俵津酒井新田中央溝西角標識から東へ10メートルの標識 点 ア BからD見通し線とCから95度(西予市明浜町俵津東川河口右岸端)見通し線との交点 イ Bから137度(西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根)見通し線とCから95度(西予市明浜町俵津東川河口右岸端)見通し線との交点 ウ Aから183度(宇和島市吉田町丸石)見通し線とBから137度(西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根)見通し線との交点 エ Aから183度(宇和島市吉田町丸石)見通し線とEから109度(西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根)見通し線との交点		
宇区第14号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町俵津地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町俵津3の22の5標識 B 西予市明浜町俵津3の146の1(俵津車庫前)前防波堤西側突端 C 西予市明浜町俵津宮崎川河口左岸端標識 点 ア Cから182度(西予市明浜町俵津9の169の2防波堤北側付根)見通し30メートルの点 イ Cから137度(西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根)見通し35メートルの点 ウ Bから192度50分96メートルの点 エ Aから183度(宇和島市吉田町丸石)見通し95メートルの点 オ Aから183度(宇和島市吉田町丸石)見通し300メートルの点 カ Cから182度(西予市明浜町俵津9の169の2防波堤北側付根)見通し90メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇区第15号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町俵津地先	AA、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町俵津2の891の1の南角標識 B 西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根 点 ア Aから252度(西予市明浜町俵津9の162の10の南東角)見通し100メートルの点 イ Bから255度(西予市明浜町俵津楠ヶ浦県道堀切)見通し150メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇区第16号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町俵津地先	AB、BC、CA、アイ、イウ及びウDの6直線とAD間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町俵津ニベ網代南端標識 B 西予市明浜町俵津大小島南西部標識 C 西予市明浜町と宇和島市吉田町との最大高潮時海岸線における境界(長持岩) D 西予市明浜町俵津城ヶ鼻防波堤北側付根 点 ア Cから201度(宇和島市吉田町小松鼻)見通し600メートルの点 イ Cから230度880メートルの点 ウ Dから255度(西予市明浜町俵津楠ヶ浦県道堀切)見通し150メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり
宇区第17号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	西予市明浜町狩浜水越島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町狩浜水越島中央 点 ア Aから334度見通し線110メートルの点 イ Aから284度見通し線485メートルの点 ウ Aから259度見通し線485メートルの点 エ Aから206度見通し線110メートルの点	西予市明浜町	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第18号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町深浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町と宇和島市吉田町との最大高潮時海岸線における境界(長持岩) B 宇和島市吉田町深浦3-甲12池の浦防波堤西側付根 点 ア Aから宇和島市吉田町河内外763小松鼻見通し260メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤西側付根見通し250メートルの点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第19号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町深浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エD及びABの6直線とBD間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町深浦3-甲12池の浦防波堤西側付根 B 宇和島市吉田町深浦3-1荒神鼻 C 宇和島市吉田町深浦3-1健雄神社鳥居中央 D 宇和島市吉田町深浦番外15番地2の標識 点 ア Aから宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤西側付根見通し250メートルの点 イ Cから宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55見通し300メートルの点 ウ Cから宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55見通し80メートルの点 エ Dから宇和島市吉田町白浦3085-1大石見通し線とウから宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻見通し線との交点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第20号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町深浦地先	Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオCの6直線とBC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町深浦3-1健雄神社鳥居中央 B 宇和島市吉田町深浦番外15番地2の標識 C 宇和島市吉田町深浦2-534-1深浦防波堤南側付根 D 宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻先端 点 ア Bから宇和島市吉田町白浦3085-1大石見通し線とイから宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻見通し線との交点 イ Aから宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55見通し80メートルの点 ウ Aから宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55見通し300メートルの点 エ Dから宇和島市吉田町白浦外23西側角下り松見通し200メートルの点 オ Dから宇和島市吉田町白浦外23西側角下り松見通し線とCから宇和島市吉田町法花津2108-4浜中央がんぎ見通し線との交点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第21号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町深浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町深浦2-494-1南側角の標識 B 宇和島市吉田町深浦2-490南側角の標識 点 ア Aから宇和島市吉田町深浦1-1-3松ヶ鼻防波堤北側付根見通し30メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町深浦1-2-3水谷新田北角見通し30メートルの点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第22号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町深浦地先	Bア、アイ及びイCの3直線とCB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町深浦2-534-1深浦防波堤南側付根	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					B 宇和島市吉田町深浦2-3-1 中川河口東角から護岸沿い東へ10メートルの標識 C 宇和島市吉田町深浦1-1-1 松ヶ鼻突端 点 ア Aから宇和島市吉田町法花津6-194-1 浜中央がんぎ見通し80メートルの点 イ Cから宇和島市吉田町白浦外23西側角下り松見通し線とAから宇和島市吉田町法花津6-194-1 浜中央がんぎ見通し線との交点		
宇区第23号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町法花津地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町深浦1-1-1 松ヶ鼻 B 宇和島市吉田町法花津1-171小磯の溝西端 C 宇和島市吉田町法花津1-426-1 中央の標識 点 ア Aから宇和島市吉田町白浦外23西角下り松見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町白浦3076荒網代とガネダ境界見通し400メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町白浦3076荒網代とガネダ境界見通し75メートルの点 エ Cから宇和島市吉田町白浦3033-3 こうらの鼻見通し85メートルの点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第24号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町法花津地先	Bア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とBC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町法花津1-171小磯の溝西端 B 宇和島市吉田町法花津1-426-1 中央の標識 C 宇和島市吉田町法花津1-294-3 法花津防波堤西側付根から西へ40メートルの標識 点 ア Bから宇和島市吉田町白浦3033-1 こうらの鼻見通し85メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町白浦3076荒網代とガネダ境界見通し75メートルの点 ウ Aから宇和島市吉田町白浦3076荒網代とガネダ境界見通し400メートルの点 エ Cから宇和島市吉田町白浦2775番地東角見通し300メートルの点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第25号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦2-767-1 おやしき浜西角から西へ24メートルの標識 B 宇和島市吉田町白浦2367-3 の標識 点 ア Aから宇和島市吉田町白浦日の平、中島川河口見通し線とBから宇和島市吉田町深浦2-534-1 深浦防波堤南側付根見通し線との交点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第26号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦3037-1 中央の標識 B 宇和島市吉田町白浦3033-3 こうらの鼻 C 宇和島市吉田町白浦2771-1 かどばやの鼻警鐘台 点 ア Aから宇和島市吉田町法花津見島見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町法花津7-476-2 与村井防波堤突端見通し70メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町法花津7-476-2 与村井防波堤突端見通し280メートルの点 エ Cから宇和島市吉田町法花津与村井、江尻川河口見通し420メートルの点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第27号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオCの6直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55から西へ70メートルの標識 B 宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55 C 宇和島市吉田町白浦3037-1中央の標識 D 宇和島市吉田町白浦3033-3こうらの鼻</p> <p>点 ア Aから宇和島市吉田町深浦池の浦川河口見通し180メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町深浦1-1-1松ヶ鼻見通し200メートルの点 ウ Dから宇和島市吉田町法花津7-476-2与村井防波堤突端見通し300メートルの点 エ Dから宇和島市吉田町法花津7-476-2与村井防波堤突端見通し70メートルの点 オ Cから宇和島市吉田町法花津児島見通し70メートルの点</p>	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第28号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	<p>Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市吉田町白浦外130地先こうすけ岩南端標識 B 宇和島市吉田町白浦外カギガ尻55から西へ70メートルの標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤北側突端見通し80メートルの点 イ アから宇和島市吉田町深浦3-233-3地先、小コ島西鼻見通し300メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町深浦池の浦川河口見通し180メートルの点</p>	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第29号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	<p>Aア及びアCの2直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤北側突端 B 宇和島市吉田町白浦外130地先こうすけ岩南端の標識 C 宇和島市吉田町白浦外274東角標識 D 西予市明浜町俵津3-166宮崎川河口</p> <p>点 ア ABの直線とCDの直線との交点</p>	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第30号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	<p>Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市吉田町白浦外646筋防波堤北側突端 B 宇和島市吉田町白浦外647地先ビヤクシ立岩 C 宇和島市吉田町白浦外274東角標識</p> <p>点 ア Aから宇和島市吉田町白浦外130地先こうすけ岩南端標識見通し線とCから西予市明浜町俵津3-166宮崎川河口見通し線との交点 イ Cから西予市明浜町俵津3-166宮崎川河口見通し445メートルの点 ウ Bから西予市明浜町俵津大コ島西鼻見通し250メートルの点</p>	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第31号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市吉田町白浦外647地先ビヤクシ立岩 B 宇和島市吉田町白浦外658地先ハエノコ護岸中央土管の標識</p> <p>点 ア Aから西予市明浜町俵津大コ島西端見通し250メートルの点 イ Bから西予市明浜町俵津9-419根崎鼻見通し400メートルの点</p>	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第32号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町白浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町白浦外658地先ハエノコ護岸土管中央の標識 B 宇和島市吉田町河内甲2357-3坊主岩 C 宇和島市吉田町河内外762-1地先東角の標識 点 ア Aから西予市明浜町俵津9-419根崎鼻見通し400メートルの点 イ Cから西予市明浜町水越島灯台見通し280メートルの点 ウ Cから西予市明浜町水越島灯台見通し160メートルの点 エ Bから西予市明浜町狩浜4-2だけの鼻西端見通し100メートルの点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第33号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町野島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君野島山3094西の丸突端 B 宇和島市吉田町南君野島山3094立岩から東へ50メートルの標識 点 ア Aから宇和島市吉田町奥浦鎌ヶ崎甲49-2竜王鼻見通し400メートルの点 イ Bから宇和島市吉田町南君41-2高森山山頂見通し400メートルの点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第34号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町野島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びク B間の9直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君野島山3094立岩から東へ50メートルの標識 B 宇和島市吉田町南君野島山3094立岩から東へ250メートルの標識 C 宇和島市吉田町南君野島山3094東端標識 D 宇和島市吉田町南君野島山3094南中角の標識 E 宇和島市吉田町南君野島山3094南側旧石採場の標識 点 ア Aから宇和島市吉田町南君41-2高森山山頂見通し500メートルの点 イ Bから宇和島市只波鼻見通し500メートルの点 ウ Cから宇和島市堂崎見通し400メートルの点 エ Dから宇和島市石応熊ヶ峰中央見通し450メートルの点 オ Eから宇和島市高島西端見通し300メートルの点 カ Eから宇和島市高島西端見通し120メートルの点 キ Cから宇和島市堂崎見通し120メートルの点 ク Bから宇和島市只波鼻見通し120メートルの点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第35号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市吉田町野島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市吉田町南君野島山3094南側旧石採場の標識 B 宇和島市吉田町南君野島山3094鷹の子洞窟 点 ア Aから宇和島市高島西端見通し300メートルの点 イ Bから宇和島市高島灯台見通し300メートルの点	宇和島市吉田町	別記2及び4のとおり
宇区第36号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島白浜地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市白浜184番地4西角の標識	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及)	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					B 宇和島市白浜178番地2北角の標識 C 宇和島市白浜178番地2東角の標識 点 ア Aから宇和島市九島漁港(本九島)東防波堤南側突端見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市蛤新3番地4南東角見通し50メートルの点 ウ Cから宇和島市坂下津海老崎見通し50メートルの点	び旧宇和海村地区を除く)	
宇区第37号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市大小浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小浜弥八鼻 B 宇和島市小浜防波堤北側付根 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し140メートルの点 イ Bから宇和島市小浜瀬崎見通し60メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇区第38号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小浜居浦2024番地2護岸沿い東へ10メートルの標識 B 宇和島市小浜居浦2023番地4護岸沿い東へ10メートルの標識 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島白石北端見通し10メートルの点 イ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し10メートルの点 ウ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し60メートルの点 エ Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島白石北端見通し60メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇区第39号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小浜地先	Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオEの6直線とBE間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応水谷排水口から護岸沿い南へ10メートルの標識 B 宇和島市小浜2002番地新田東角の標識 C 宇和島市小浜琵琶ヶ島白石北端標識 D 宇和島市小浜琵琶ヶ島トベラギ鼻 E 宇和島市小浜竹が下西の鼻 点 ア Cから宇和島市石応水谷排水口見通し180メートルの点 イ Aから277度30分650メートルの点 ウ Aから宇和島市遊子高島西の丸頂見通し970メートルの点 エ Dから宇和島市遊子二並島見通し500メートルの点 オ Eから宇和島市小池夫婦碇見通し170メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇区第40号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	A B及びB Cの2直線とA C間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池竹が下西の鼻 B 宇和島市小池夫婦碇中央 C 宇和島市小池1756番地2の西角	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇区第41号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池小坪地先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池小坪鼻 B 宇和島市小池小坪1531番地2の北角の標識	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第42号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池小坪鼻 B 宇和島市小池1429番地前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市小池西防波堤突端見通し190メートルの点 イ Bから宇和島市小池竹が下西鼻見通し270メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇区第43号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池1429番地前護岸の標識 B 宇和島市小池鳥首島内鼻東端 C 宇和島市小池鳥首島北端から護岸沿い南へ20メートルの標識 点 ア Aから宇和島市小浜丸山西端見通し270メートルの点 イ Cからア見通し135メートルの点 ウ Bから83度30分40メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇区第44号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池鳥首島地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池鳥首島北端 B 宇和島市小池鳥首島内鼻東端 点 ア Aから宇和島市九島真坂鼻見通し90メートルの点 イ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島島頂見通し300メートルの点 ウ Bから83度30分40メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇区第45号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池鳥首島北端 B 宇和島市小池鳥首島引出鼻より北へ30メートルの標識 点 ア Aから宇和島市遊子高島東端見通し200メートルの点 イ Aから宇和島市遊子高島海水浴場棧橋付根見通し500メートルの点 ウ Bから宇和島市遊子高島坊主磬灯台見通し500メートルの点 エ Bから宇和島市遊子高島坊主磬灯台見通し150メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇区第46号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市平浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコAの11直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池鳥首島引出鼻 B 宇和島市平浦はかり岩 C 宇和島市平浦西防波堤西側付根から防波堤沿い南へ50メートルの標識(防波堤屈折点) D 宇和島市平浦長刀1259番地新田東角の標識 点 ア Aから宇和島市遊子高島坊主磬灯台見通し500メートルの点 イ Aから263度30分800メートルの点 ウ Bから宇和島市遊子ニワトリ小島見通し900メートルの点 エ Cから宇和島市三浦安米崎見通し330メートルの点 オ Dから宇和島市三浦名切鼻見通し280メートルの点 カ Dから宇和島市三浦名切鼻見通し120メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					キ Cから宇和島市三浦安米崎見通し80メートルの点 ク Bから宇和島市三浦山崎鼻見通し150メートルの点 ケ Bから宇和島市遊子ニワトリ小島見通し110メートルの点 コ Aから263度30分200メートルの点		
宇区第47号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市平浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦長刀1259番地東角の標識 B 宇和島市平浦1059番地2前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市三浦名切鼻見通し120メートルの点 イ Aから宇和島市三浦名切鼻見通し280メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦長瀝鼻大岩見通し200メートルの点 エ Bから宇和島市三浦長瀝鼻大岩見通し90メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇区第48号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市平浦地先	AB、BA及びACの3直線とAC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦舟木1034番地2南西角の標識 B 宇和島市平浦浮防波堤西側突端 C 宇和島市平浦長刀1287番地東角 点 ア Cから宇和島市三浦尾崎鼻見通し100メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇区第49号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市平浦地先	AA、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市平浦新24番地1新田ニワトリ瀝の標識 B 宇和島市平浦新27番地1新田東北角の標識 C 宇和島市平浦横網代916番地9新田標識 D 宇和島市蕨居浦14番地3の標識 点 ア Aから196度100メートルの点 イ Bから128度30分90メートルの点 ウ CからD見通し70メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇区第50号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蕨地先	AA、アイ、イウ、ウエ及びエEの5直線とAE間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蕨と市三浦との最大低潮時海岸線における境界 B 宇和島市蕨大谷鼻突端 C 宇和島市蕨大谷東標識 D 宇和島市蕨居浦14番地3の標識 E 宇和島市平浦横網代916番地9新田標識 F 宇和島市平浦916番地5新田西端 点 ア Aから304度170メートルの点 イ Bから304度80メートルの点 ウ CからF見通し200メートルの点 エ DからE見通し95メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇区第51号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島真坂鼻南標識 B 宇和島市九島小真坂鼻 点 ア Aから宇和島市小池鳥首島北端見通し60メートルの点 イ Aから宇和島市小池鳥首島北端見通し570メートルの点 ウ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し400メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					エ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し260メートルの点 オ Bから313度260メートルの点		
宇区第52号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市九島裏地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島アイノ谷の標識 B 宇和島市九島真坂鼻双岩突端 点 ア Aから303度140メートルの点 イ Aから303度640メートルの点 ウ Bから宇和島市吉田町野島頂見通し600メートルの点 エ Bから223度690メートルの点 オ Bから宇和島市小池島首島北端見通し550メートルの点 カ Bから宇和島市小池島首島北端見通し80メートルの点 キ Bから宇和島市吉田町野島頂見通し80メートルの点	宇和島市(津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く)	別記2及び4のとおり
宇区第53号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦無月地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦と同市蕨との最大高潮時海岸線における境界 B 宇和島市三浦無月崎埋立地南角 C 宇和島市三浦無月川河口右岸端 点 ア Aから275度200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦山崎鼻見通し200メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦山崎鼻見通し400メートルの点 エ Cから宇和島市三浦深浦真谷見通し650メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇区第54号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦無月地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦無月川河口右岸端 B 宇和島市三浦船隠川河口右岸端から護岸沿い北へ50メートルの標識 点 ア Aから宇和島市三浦深浦真谷見通し650メートルの点 イ Bから宇和島市三浦小外鼻見通し270メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇区第55号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦天満地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦東1747番地北端の標識 B 宇和島市三浦東1955番地1西北端の標識 点 ア Aから宇和島市三浦西3163番地採石場見通し120メートルの点 イ Bから宇和島市三浦赤崎鼻見通し130メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇区第56号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦赤崎鼻 B 宇和島市三浦鶴神鼻 点 ア Aから宇和島市三浦無月崎埋立地南角見通し180メートルの点 イ Bから宇和島市三浦西新2番地南角見通し170メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第57号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦西3190番地南端の標識 B 宇和島市三浦西新2番地南角 C 宇和島市三浦おしめ鼻 点 ア Aから宇和島市三浦鶴神鼻より東へ護岸沿い90メートルの標識見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市三浦赤崎鼻見通し150メートルの点 ウ Cから宇和島市三浦東1761番地南角見通し100メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇区第58号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦おしめ鼻から海岸線沿い北西へ70メートルの標識 B 宇和島市三浦徳利磔沖鼻 点 ア Aから宇和島市三浦高松鼻見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦下手先見通し270メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇区第59号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ及びイDの3直線とAD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Bウ、ウエ及びエCの3直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市三浦徳利磔沖鼻 B 宇和島市三浦長磔鼻北端 C 宇和島市三浦尾崎鼻先端から海岸線沿い東へ100メートルの標識 D 宇和島市尾崎鼻先端 点 ア Aから宇和島市三浦下手先見通し650メートルの点 イ Dから宇和島市三浦地の間鼻見通し600メートルの点 ウ Bから宇和島市三浦下手先見通し50メートルの点 エ Cから宇和島市三浦下手先見通し50メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇区第60号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦尾崎地先	Aア、アイ及びイEの3直線とAE間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Bウ、ウC及びCDの3直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市三浦尾崎鼻 B 宇和島市三浦梨ノ木鼻西端 C 宇和島市三浦寺ヶ鼻西南端 D 宇和島市三浦すべんとう先端 E 宇和島市みかん鼻 点 ア Aから宇和島市三浦山崎鼻見通し150メートルの点 イ Eから宇和島市三浦安米崎見通し560メートルの点 ウ Cから宇和島市三浦安米崎落磔の標識見通し100メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり
宇区第61号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦大内地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦竹ヶ鼻東端の標識 B 宇和島市三浦竹ヶ鼻西端の標識 点 ア Aから333度200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦山崎神社見通し200メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第62号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦大内地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦名切崎 B 宇和島市三浦西新10番地前護岸標識 点 ア Aから宇和島市三浦尾崎御伊勢神社見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市三浦西440番地東角の標識見通し210メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとお
宇区第63号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦安米地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦西440番地東角の標識 B 宇和島市三浦安米崎落着の標識 C 宇和島市三浦ヨタゴ鼻 点 ア Aから宇和島市三浦名切崎見通し225メートルの点 イ Bから宇和島市三浦竹ヶ鼻見通し200メートルの点 ウ Cから宇和島市三浦寺ヶ鼻見通し200メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとお
宇区第64号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦安米地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦山崎鼻北端から海岸線沿い南へ100メートルの標識 B 宇和島市三浦ヨタゴ鼻東端 点 ア Aから105度460メートルの点 イ Bから宇和島市三浦寺ヶ鼻見通し200メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとお
宇区第65号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市三浦安米地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦山崎鼻東端から南へ海岸線沿い100メートルの標識 B 宇和島市三浦と同市遊子との最大高潮時海岸線における境界(山崎鼻) 点 ア Aから105度460メートルの点 イ Aから宇和島市鳥首島見通し590メートルの点 ウ Bから宇和島市高島西端見通し550メートルの点	宇和島市三浦	別記2及び4のとお
宇区第66号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波仏落岩場に設置された金属鋸 点 ア Aから158度16分25秒469メートルの点 イ Aから161度13分02秒642メートルの点 ウ Aから171度24分31秒670メートルの点 エ Aから264度04分31秒233メートルの点 オ Aから277度46分38秒60メートルの点	宇和島市下波	別記2及び4のとお
宇区第67号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波とびの子鼻に設置された金属鋸 点 ア Aから141度15分26秒107メートルの点 イ Aから53度27分44秒72メートルの点 ウ Aから54度41分24秒161メートルの点 エ Aから117度29分02秒165メートルの点	宇和島市下波	別記2及び4のとお
宇区第68号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波4790番地先島津竜王防波提先端の岩場に設置された金属鋸 点 ア Aから143度45分54秒455メートルの点 イ Aから127度51分58秒355メートルの点 ウ Aから117度46分03秒491メートルの点 エ Aから131度45分51秒568メートルの点	宇和島市下波	別記2及び4のとお

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第69号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波4790番地先島津竜王防波堤先端の岩場に設置された金属鉾 点 ア Aから169度39分47秒169メートルの点 イ Aから128度52分08秒68メートルの点 ウ Aから110度04分52秒142メートルの点 エ Aから143度32分09秒209メートルの点	宇和島市下波	別記2及び4のとおり
宇区第70号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市島津隧道抗口より南へ60メートルに設置された金属鉾 点 ア Aから260度09分25秒205メートルの点 イ Aから276度46分41秒301メートルの点 ウ Aから359度22分03秒440メートルの点 エ Aから22度51分03秒362メートルの点 オ Aから338度28分53秒98メートルの点	宇和島市下波	別記2及び4のとおり
宇区第71号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波5516番地愛媛県水産研究センター前の護岸の北東端角に設置された金属鉾 点 ア Aから0度41分03秒920メートルの点 イ Aから350度53分52秒1,102メートルの点 ウ Aから358度35分46秒1,227メートルの点 エ Aから8度20分31秒1,070メートルの点	宇和島市下波	別記2及び4のとおり
宇区第72号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、宇和島市遊子明越棧橋南端から同市島首島南端見通し線の北側航路幅50メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市遊子島網代鼻 B 宇和島市遊子5386番地前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市遊子梅崎鼻見通し線とBから同市遊子6129番地(二並島)東端見通し線との交点	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇区第73号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウエを結ぶ線の東側航路幅50メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市遊子寺崎鼻 B 宇和島市遊子島網代鼻 C 宇和島市遊子山崎鼻 点 ア Aから宇和島市島首島北端見通し線とCから同市遊子6129番地(二並島)西端見通し線との交点 イ Cから宇和島市遊子二並島西端150メートルの点 ウ Bからイへ50メートルの点 エ Aからアへ300メートルの点	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇区第74号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子小矢野浦鼻 B 宇和島市遊子小矢野浦作業団地護岸西端の標識 点 ア Aから宇和島市遊子梅崎鼻見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市遊子鶏小島西端見通し150メートルの点	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇区第75号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子6128番地(二並島)南東端 B 宇和島市遊子高島西端 点 ア Aから140度350メートルの点 イ Bから185度520メートルの点	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Bから165度810メートルの点 エ Bから145度710メートルの点 オ Bから141度1,080メートルの点 カ Aから140度1,100メートルの点		
宇区第76号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの7直線とAC間の最大低潮時海岸線から100メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島東端 B 宇和島市遊子高島家島鼻東端 C Aから海岸線沿い南へ60メートルの点 点 ア Aから宇和島市吉田町龍王鼻（立目鼻）西端見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市吉田町龍王鼻（立目鼻）西端見通し850メートルの点 ウ Aから宇和島市小高島島頂見通し630メートルの点 エ Aから140度480メートルの点 オ Bから110度420メートルの点 カ Bから24度190メートルの点 キ Aから180度75メートルの点 ク Aから159度120メートルの点	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇区第77号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子高島西端 点 ア Aから300度30分1,030メートルの点 イ Aから344度1,090メートルの点 ウ Aから352度850メートルの点 エ Aから294度775メートルの点	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇区第78号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子おもてん田鼻東端の標識 B 宇和島市遊子美地島西端 点 ア Aから6度385メートルの点 イ Bから310度200メートルの点 ウ Bから212度165メートルの点 エ Aから44度30分150メートルの点	宇和島市遊子	別記2及び4のとおり
宇区第79号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵2092番地落の鼻先端 B 宇和島市蔦淵2224番地美砂子護岸の南角標識 点 ア Aから宇和島市下波仏瀝岩場金属鉸見通し70メートルの点 イ Bから宇和島市下波竜王鼻見通し250メートルの点 ウ Bから宇和島市下波竜王鼻見通し20メートルの点 エ Aから宇和島市下波仏瀝岩場金属鉸見通し20メートルの点	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり
宇区第80号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔦淵地先	アイ、イウ、ウオ、オカ、カエ及びエアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔦淵2053番地西角標識 B Aから81度72メートルの標識 C 宇和島市蔦淵2091番地押抜先端 点 ア Aから宇和島市蔦淵275番地千瀝見通し20メートルの点 イ Aから宇和島市蔦淵275番地千瀝見通し100メートルの点 ウ Bから25度120メートルの点 エ Cから25度100メートルの点 オ Cから25度20メートルの点 カ Bから25度40メートルの点	宇和島市蔦淵	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第81号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵1994番地新浜作業場西角の標識 B 宇和島市蔭淵1994番地新浜作業場東角の標識 点 ア Aから宇和島市蔭淵1030番地真珠貝作業場見通し40メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵452番地細木運河護岸の東角見通し30メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第82号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵1692番地東角の標識 B 宇和島市蔭淵1709番地作業場西角の標識 点 ア Aから宇和島市蔭淵1045番地真珠作業場南角見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵1009番地北角見通し85メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第83号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵1074-2番地前護岸南角 B Aから護岸沿い北へ15メートルの標識 点 ア Aから宇和島市蔭淵1993番地宿の浦はいたか神社見通し40メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵1071番地北角見通し35メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第84号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵1074-2番地前護岸南角から護岸沿い北へ15メートルの標識 B 宇和島市蔭淵1068番地前護岸南角の標識 点 ア Aから宇和島市蔭淵1993番地宿の浦はいたか神社見通し35メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵2033番地西角見通し35メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第85号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵1043番地北角前護岸の標識 B 宇和島市蔭淵1068番地北角前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市蔭淵2011番地神明神社見通し55メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵2033番地西角見通し50メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第86号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵917番地西角の標識 B 宇和島市蔭淵948番地東角の標識 点 ア Aから宇和島市蔭淵515-7番地天神鼻護岸の北角見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵452番地細木運河護岸の西角見通し40メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第87号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵189番地石原鼻 B Aから南東へ海岸線沿い680メートルの標識 点 ア Aから220度390メートルの点 イ Aから220度270メートルの点 ウ Bから220度480メートルの点 エ Bから220度600メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第88号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵976番地作業場西角前護岸の標識 B 宇和島市蔭淵977番地作業場北角前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市蔭淵515-7番地天神鼻埋立護岸西角見通し28メートルの点 イ Bから宇和島市蔭淵515-7番地天神鼻埋立護岸西角から海岸線沿い東へ32メートルの標識見通し28メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第89号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵215番地小池東端の碇 B 宇和島市蔭淵189番地石原鼻から海岸線沿い東へ660メートルの標識 点 ア Aから宿の浦1827番地庵寺見通し670メートルの点 イ Aから宿の浦1827番地庵寺見通し550メートルの点 ウ Bから220度700メートルの点 エ Bから220度820メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第90号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵215番地小池東端の碇 B 宇和島市蔭淵189番地石原鼻から海岸線沿い東へ720メートルの標識 点 ア Aから宿の浦1827番地庵寺見通し870メートルの点 イ Aから宿の浦1827番地庵寺見通し750メートルの点 ウ Bから220度890メートルの点 エ Bから220度1,010メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第91号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波大池鼻の碇南端 B 宇和島市下波黒崎鼻の碇南端 点 ア Aから宇和島市蔭淵2225番地美砂子鼻見通し130メートルの点 イ Aから宇和島市蔭淵2225番地美砂子鼻見通し302メートルの点 ウ Bから宇和島市蔭淵大鶴留止島島頂見通し312メートルの点 エ Bから宇和島市蔭淵大鶴留止島島頂見通し140メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第92号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市蔭淵地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蔭淵2353番地ゴンジロ鼻突端 点 ア Aから180度140メートルの点 イ Aから228度370メートルの点 ウ Aから259度336メートルの点	宇和島市蔭淵	別記2及び4のとおり
宇区第93号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	Aア、アB及びBCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島まもと鼻 B 宇和島市戸島みたら碇頂 C 宇和島市戸島双子碇東角端 点 ア Aから宇和島市戸島大小島北端見通し50メートルの点	宇和島市戸島	別記2及び4のとおり
宇区第94号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島赤崎岩 B 宇和島市戸島権現神社鳥居前 点 ア Aから宇和島市蔭淵黒島東端見通し230メートルの点	宇和島市戸島	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第95号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島丸山標識 B 宇和島市戸島大内浦標識 点 ア Aから145度190メートルの点 イ Aから145度290メートルの点 ウ Bから145度430メートルの点 エ Bから145度330メートルの点	宇和島市戸島	別記2及び4のとおり
宇区第96号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島立碁の標識 B 宇和島市戸島美砂子浜の2号標識 点 ア Aから41度30メートルの点 イ Aから41度130メートルの点 ウ Bから41度180メートルの点 エ Bから41度80メートルの点	宇和島市戸島	別記2及び4のとおり
宇区第97号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘福浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦蜂ノ巣鼻 点 ア Aから172度745メートルの点 イ Aから167度486メートルの点 ウ Aから203度510メートルの点 エ Aから195度760メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇区第98号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘福浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦キワタジリの標識 B 宇和島市津島町北灘福浦中水谷の標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘福浦明神石垣中央見通し140メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘福浦明神石垣中央見通し30メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘福浦サザエ碇見通し100メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘福浦サザエ碇見通し200メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇区第99号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘福浦地先	Bア、アイ及びイAの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘福浦須ヶ鼻 B Aから海岸線沿い南へ50メートルの標識 点 ア Bから宇和島市津島町北灘福浦川口左岸端見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘福浦キワタジリ護岸中央の標識見通し90メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇区第100号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘大日提防波堤北側突端 B 宇和島市津島町北灘内の須口東側突端 点 ア Aから宇和島市津島町北灘坪浦鼻見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市津島町北灘坪浦鼻見通し550メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘第4号5の8（北灘漁業協同組合）集荷場北角見通し700メートルの点 エ Bから宇和島市津島町北灘第4号5の8（北灘漁業協同組合）集荷場北角見通し250メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇区第101号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	Aア及びイBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線及び同海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘大日提防波堤北側突端 B 宇和島市津島町北灘内の須口東側突端	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点 ア Aから宇和島市津島町北灘坪浦鼻見通し30メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘第4号5の8（北灘漁業協同組合）集荷場北角見通し30メートルの点		
宇区第102号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	Aア及びBイの2直線とA B間の最大低潮時海岸線及び同海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘南部小学校正門から海岸線沿い南へ70メートルの標識 B 宇和島市津島町北灘小日提小梅谷溝北角 点 ア AからB見通し30メートルの点 イ BからA見通し30メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇区第103号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA C間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、エオ、オカ、カキ及びキエの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘丁1445番地の8地先地下水吸水槽から東へ直線で10メートルの標識 B 宇和島市津島町北灘碇ノ元標識 C 宇和島市津島町北灘黒滝標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘稲ヶ窪見通し300メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘牛の浦鼻見通し300メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し400メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘稲ヶ窪見通し80メートルの点 オ Aから宇和島市津島町北灘稲ヶ窪見通し146メートルの点 カ Cから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し300メートルの点 キ Cから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し250メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇区第104号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町北灘黒滝標識 B 宇和島市津島町北灘柏崎鼻 点 ア Aから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し360メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘瀬の下鼻見通し300メートルの点 ウ Aから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し250メートルの点 エ Aから宇和島市津島町北灘恵美須鼻見通し300メートルの点 オ Bから宇和島市津島町北灘瀬の下鼻見通し250メートルの点 カ Bから宇和島市津島町北灘瀬の下鼻見通し200メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり
宇区第105号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町北灘地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘羽釜鼻 B 宇和島市津島町北灘大瀬鼻 点 ア Aから宇和島市津島町前島島頂見通し570メートルの点 イ Bから193度965メートルの点	宇和島市津島町北灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Bから135度365メートルの点 エ Bから宇和島市津島町前島島頂見通し60メートルの点		
宇区第106号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町田之浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田之浜ハガマの鼻 B 宇和島市津島町田之浜小水谷の鼻 点 ア Aから宇和島市津島町成由良小学校本校体育館東端見通し250メートルの点 イ Bから宇和島市津島町成船越運河灯台見通し200メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のどおり
宇区第107号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町田之浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田之浜ハガマの鼻 B 宇和島市津島町田之浜ダシビキの鼻 点 ア Aから宇和島市津島町前島島頂見通し430メートルの点 イ Aから宇和島市津島町前島島頂見通し570メートルの点 ウ Bから254度見通し810メートルの点 エ Bから254度見通し630メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のどおり
宇区第108号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町田之浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田之浜真浦南端から護岸沿い北へ70メートルの標識 B Aから護岸沿い北へ152メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島オシデの鼻見通し70メートルの点 イ Aから宇和島市津島町竹ヶ島オシデの鼻見通し180メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町竹ヶ島真珠作業場北端見通し210メートルの点 エ Bから宇和島市津島町竹ヶ島真珠作業場北端見通し95メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のどおり
宇区第109号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曾根地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町曾根中瀬の標識 B 宇和島市津島町ウドの鼻 点 ア Aから宇和島市津島町裸島西端見通し750メートルの点 イ Bから宇和島市津島町前島東端見通し700メートルの点 ウ Aから宇和島市津島町裸島西端見通し250メートルの点 エ Aから宇和島市津島町裸島西端見通し350メートルの点 オ Bから宇和島市津島町前島東端見通し300メートルの点 カ Bから宇和島市津島町前島東端見通し200メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のどおり
宇区第110号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曾根地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町ウドの鼻 B 宇和島市津島町大迫の鼻 点 ア Aから宇和島市津島町前島東端見通し500メートルの点 イ Bから宇和島市津島町竹ヶ島南端見通し490メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のどおり

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第111号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曾根地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町曾根大迫の鼻突端 B 宇和島市津島町曾根防波堤付根 点 ア Aから宇和島市津島町田風越の鼻見通し250メートルの点 イ Aから宇和島市津島町田風越の鼻見通し430メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町田風越の鼻見通し130メートルの点 エ Bから宇和島市津島町田風越の鼻見通し30メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第112号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曾根地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町曾根棧橋付根中央 B 宇和島市津島町脇544番地住宅南角前護岸標識 点 ア Aから宇和島市津島町畑の浦護岸西端見通し90メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第113号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町脇地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田風広浦の鼻北端 B 宇和島市津島町田風中瀬の標識 点 ア Aから356度58分110メートルの点 イ Aから56度45分125メートルの点 ウ Aから82度30分85メートルの点 エ Bから宇和島市津島町曾根平エ門ダケ見通し50メートルの点 オ Bから宇和島市津島町曾根平エ門ダケ見通し100メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第114号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町田風地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田風広浦コンクリート護岸東端 B 宇和島市津島町田風広浦越の鼻 点 ア 宇和島市津島町裸島西端見通し280メートルの点 イ 宇和島市津島町北灘庄の島西端見通し320メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第115号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町田風地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキCの8直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田風120番地住宅北東角 B 宇和島市津島町田風126番地住宅中央護岸標識 C 宇和島市津島町田風曾根殿神社前護岸標識 D 宇和島市津島町田風丸バエの鼻 E 宇和島市津島町田風広浦越の鼻 点 ア Aから宇和島市津島町北灘黒ハエの鼻見通し240メートルの点 イ Bから宇和島市津島町北灘黒ハエの鼻見通し270メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町北灘黒ハエの鼻見通し425メートルの点 エ Dから宇和島市津島町北灘柏崎(沖側)山頂見通し300メートルの点 オ Eから宇和島市津島町北灘庄の島西端見通し320メートルの点 カ Eから宇和島市津島町北灘庄の島西端見通し80メートルの点 キ Cから宇和島市津島町田風外浦防波堤先端見通し70メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第116号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町田風地先	Aア、アイ、イD、Dウ及びウBの5直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町田風ハソノ鼻北東角 B 宇和島市津島町田風ハソノ鼻北西角 C 宇和島市津島町田風外の浦防波堤東側付根 D 宇和島市津島町田風外の浦防波堤東側先端 点 ア Aから宇和島市津島町曾根防波堤先端見通し70メートルの点 イ Dから宇和島市津島町曾根八幡神社見通し50メートルの点 ウ CからD見通し40メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第117号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町泥目水地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町泥目中ショウジの標識 B 宇和島市津島町泥目中瀬 C 宇和島市津島町泥目水エボシ鼻 D 宇和島市津島町泥目水消防詰所前護岸北角 点 ア Aから宇和島市竹ヶ島水トリノ鼻見通し150メートルの点 イ Aから宇和島市竹ヶ島水トリノ鼻見通し250メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町平井白石鼻見通し360メートルの点 エ Dから宇和島市津島町泥目水立礫見通し560メートルの点 オ Dから宇和島市津島町泥目水立礫見通し310メートルの点 カ Cから宇和島市津島町平井白石鼻見通し100メートルの点 キ Bから宇和島市津島町須下崎見通し60メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第118号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町泥目水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカCの7直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町泥目水西ヶ坂防波堤南西角先端 B 宇和島市津島町泥目水灘漁業協同組合真珠貝研究所の護岸西端 C 宇和島市津島町泥目水灘漁業協同組合真珠貝研究所の護岸南角 D 宇和島市津島町泥目水城のコンクリート護岸北端 E 宇和島市津島町泥目水黒滝の頂点 点 ア Aから111度40分220メートルの点 イ Bから202度30分400メートルの点 ウ Eから259度30分400メートルの点 エ Eから259度30分80メートルの点 オ Dから241度60メートルの点 カ Cから187度30分50メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第119号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町泥目水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの8直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町泥目水ウバハエ B 宇和島市津島町泥目水立バエ北端の標識 C 宇和島市津島町泥目水上溝鼻 D 宇和島市津島町泥目水下溝鼻 点 ア Aから338度300メートルの点 イ Bから308度10分400メートルの点 ウ Dから233度30分350メートルの点 エ Dから233度30分100メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					オ Cから264度100メートルの点 カ Bから308度10分100メートルの点 キ Bから308度10分50メートルの点		
宇区第120号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町下溝中央標識 B 宇和島市津島町坪井曾根崎西角 点 ア Aから宇和島市津島町坪井白石鼻見通し335メートルの点 イ Bから宇和島市津島町坪井サジヶ浦見通し320メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第121号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇特区第166号の区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町坪井曾根崎西角 B 宇和島市津島町坪井曾根崎東角 C 宇和島市津島町坪井黒鼻 点 ア Aから宇和島市津島町坪井サジヶ浦見通し500メートルの点 イ Bから宇和島市津島町曲烏州鼻見通し540メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町曲烏引出鼻見通し730メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第122号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井下刈谷引揚上ノ道標識 B 宇和島市津島町坪井下刈谷鼻 点 ア Aから宇和島市津島町嵐ハゲの鼻見通し線とBから同町坪井竜王鼻見通し線との交点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第123号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町坪井地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町坪井下刈谷福島鼻 B 宇和島市津島町坪井中鼻 点 ア Aから宇和島市津島町嵐宮の鼻棧橋見通し(87度)240メートルの点 イ Bから宇和島市津島町嵐小島の谷護岸南端見通し200メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第124号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町嵐地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cの最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町嵐小島の谷中央の標識 B 宇和島市津島町嵐慶ヶ浦676番地の1下灘漁業協同組作業場敷地の東角 C 宇和島市津島町嵐小島の島頂 点 ア Aから239度15分の線とCから宇和島市津島町横浦9番地の10北西角見通し線との交点 イ Aから宇和島市津島町坪井下刈谷南隅見通し300メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町曲烏エビヶ鼻見通し140メートルの点 エ Cから宇和島市津島町嵐大場サネモリ岩見通し100メートルの点 オ Bから165度50メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第125号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町嵐地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町嵐ハゲの鼻 B 宇和島市津島町嵐番外乙1番地前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市津島町嵐676番地西角見通し110メートルの点 イ Bから宇和島市津島町嵐小島頂見通し160メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第126号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町針木地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Cウ、ウエ及びエDの3直線と最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町針木大場の鼻標識 B 宇和島市津島町針木高立黒岩の標識 C 宇和島市津島町針木大波の浜259番地の1地先大波の浜埋立地北端から護岸沿い12メートルの標識 D Cから護岸沿い南へ85メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町曲烏ツワナ谷鼻見通し180メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻見通し270メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町曲烏防波堤北側付根見通し220メートルの点 エ Dから宇和島市津島町曲烏エビヶ鼻見通し210メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第127号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町針木地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町針木76番地の2作業場西端の標識 B 宇和島市津島町浦知宮の鼻標識 点 ア Aから宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻見通し60メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻見通し70メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第128号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町浦知地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町浦知防波堤西側付根 B 宇和島市津島町浦知431番地前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻見通し140メートルの点 イ Bから宇和島市津島町須下崎見通し220メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第129号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町塩定地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町浦知川河口左岸端 B 宇和島市津島町塩定竜王鼻 C 宇和島市津島町塩定広笠中央の標識 点 ア Aから宇和島市津島町針木公民館東端見通し100メートルの点 イ Bから宇和島市津島町針木宮の鼻見通し160メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町坪井マサカリ鼻見通し250メートルの点 エ Cから宇和島市津島町下灘由良神社護岸西端見通し250メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第130号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町柿の浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町塩定広笠中央の標識 B 宇和島市津島町柿の浦770番地の2住宅前標識 点 ア Aから宇和島市津島町下灘由良神社石垣西端見通し250メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦鵜のクソ鼻見通し140メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第131号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町柿の浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオEの6直線とA E間の最大低潮時海岸線から10メートルの線及びEカ及びカFの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦久保浦758番地西南端前護岸標識 B 宇和島市津島町柿の浦743番地の1作業場南角前護岸標識 C 宇和島市津島町柿の浦706番地作業場北角前護岸標識 D 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平護岸中央標識 E 宇和島市津島町柿の浦永ヶ平乙78番地7前護岸東角 F 宇和島市津島町柿の浦中鼻東端 点 ア Aから宇和島市津島町柿の浦鵜のクソ鼻見通し55メートルの点 イ Bから宇和島市津島町柿の浦竜王祠見通し70メートルの点 ウ Dから宇和島市津島町柿の浦759番地南角見通し線とC Eを結んだ線との交点 エ Dから宇和島市津島町柿の浦759番地南角見通し70メートルの点 オ Eから宇和島市津島町針木大場の鼻見通し50メートルの点 カ Eから宇和島市津島町柿の浦771番地南角見通し100メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第132号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曲島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とA B間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町柿の浦松ヶ鼻 B Cから海岸線沿い東へ60メートルの標識 C 宇和島市津島町曲島ウス蔭 点 ア Aから宇和島市津島町坪井マサカリ鼻見通し400メートルの点 イ Cから宇和島市津島町坪井下溝の鼻見通し400メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町坪井下溝の鼻見通し250メートルの点 エ Bから宇和島市津島町坪井二又畑尻護岸東角見通し250メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第133号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町曲島平井地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線とA E間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ及びタサの6直線によって囲まれた区域及びBコ、コケ及びケCの3直線とB C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 宇和島市津島町大浦の浜中央標識 B 宇和島市津島町大浦引出しの鼻 C 宇和島市津島町曲島埋立地護岸北東角 D 宇和島市津島町曲島州鼻護岸付根から東へ34メートルの標識 E 宇和島市津島町曲島マト鼻	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					F 宇和島市津島町平井マトケ鼻 G 宇和島市津島町平井長濬の鼻 点 ア Aから宇和島市津島町坪井二又福島見通し630メートルの点 イ Dから宇和島市津島町坪井二又福島見通し370メートルの点 ウ Eから宇和島市津島町前島東端見通し400メートルの点 エ Gから宇和島市津島町高島島頂見通し540メートルの点 オ Gから宇和島市津島町高島島頂見通し195メートルの点 カ Fから宇和島市津島町竹ヶ島オシデの鼻見通し95メートルの点 キ Fから宇和島市津島町竹ヶ島オシデの鼻見通し25メートルの点 ク Eから宇和島市津島町前島東端見通し20メートルの点 ケ Cから宇和島市津島町坪井二又福島見通し120メートルの点 コ Bから358度30分見通し115メートルの点 サ Dから宇和島市津島町坪井二又福島見通し145メートルの点 シ Dから宇和島市津島町坪井二又福島見通し245メートルの点 ス Eから宇和島市津島町前島東端見通し250メートルの点 セ Fから宇和島市津島町竹ヶ島オシデの鼻見通し250メートルの点 ソ Fから宇和島市津島町竹ヶ島オシデの鼻見通し150メートルの点 タ Eから宇和島市津島町前島東端見通し150メートルの点		
宇区第134号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町平井地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キF、Cク及びクBの10直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線及びC F間の最大低潮時海岸線から10メートルの線及びFケ、ケコ及びコGの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町平井仏崎 B 宇和島市津島町平井サンジロ鼻 C Dから海岸線沿い西へ55メートルの標識 D 宇和島市津島町平井白石の鼻 E Dから海岸線沿い南へ100メートルの標識 F 宇和島市津島町平井6番地前護岸標識 G 宇和島市津島町平井14番地の1北角 点 ア Aから宇和島市津島町前島西端見通し100メートルの点 イ Bから48度40分195メートルの点 ウ Bから87度30分60メートルの点 エ Bから86度236メートルの点 オ Dから宇和島市津島町平井マトケ鼻見通し150メートルの点 カ Eから宇和島市津島町平井長濬の護岸北角見通し150メートルの点 キ Fから宇和島市津島町平井水ヶ浦385番地見通し120メートルの点 ク Bから宇和島市津島町坪井ソネ崎見通し70メートルの点 ケ Fから宇和島市津島町平井水ヶ浦385番地見通し150メートルの点 コ Gから宇和島市津島町平井サジヶ浦防波堤護岸北西角見通し155メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第135号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町成地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ及びケアの9直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町成クワノサコ鼻標識 B 宇和島市津島町成赤崎鼻シモリ碁 C 宇和島市津島町成赤崎鼻標識 D 宇和島市津島町成赤崎東の鼻標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘福浦越見通し310メートルの点 イ Bから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し70メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し200メートルの点 エ Dから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し250メートルの点 オ Dから宇和島市津島町竹ヶ島高島東端見通し610メートルの点 カ Cから宇和島市津島町前島東端見通し680メートルの点 キ Aから宇和島市津島町小前島西端見通し850メートルの点 ク Aから宇和島市津島町小前島西端見通し460メートルの点 ケ Aから宇和島市津島町北灘福浦越見通し460メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第136号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町成地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町成クワノサコ鼻南端標識 B 宇和島市津島町成赤崎西の鼻標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘福浦越見通し160メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第137号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町成地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサEの12直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とB C間の最大低潮時海岸線から20メートルの線及びC E間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。 基点 A 宇和島市津島町成帆焼25番地前護岸標識 B 宇和島市津島町成崎突端 C 宇和島市津島町成55番地天成冷蔵庫北角から護岸沿い北へ15メートルの標識 D 宇和島市津島町成318番地1と同町成355番地との境界標識 E 宇和島市津島町成由良小学校成本校前護岸西角 点 ア Aから宇和島市津島町漁家仏崎見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市津島町漁家仏崎見通し50メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町漁家仏崎見通し100メートルの点 エ Aから宇和島市津島町漁家仏崎見通し250メートルの点 オ Aから宇和島市津島町漁家仏崎見通し350メートルの点 カ Bから宇和島市津島町漁家旧防波堤先端見通し250メートルの点 キ Cから宇和島市津島町成城の鼻見通し140メートルの点 ク Cから宇和島市津島町成城の鼻見通し30メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ケ Dから宇和島市津島町小日提海岸護岸北端見通し30メートルの点 コ Dから宇和島市津島町小日提海岸護岸北端見通し180メートルの点 サ Eから宇和島市津島町泥目水西ヶ坂防波堤付根見通し250メートルの点		
宇区第138号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町成地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町成寺崎突端 B 宇和島市津島町成帆焼菊駄場護岸北東角 C 宇和島市津島町成帆焼21番地前南角の標識 点 ア Aから宇和島市津島町北灘柏崎突端見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市津島町泥目水エボシ鼻見通し250メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町漁家仏崎見通し250メートルの点 エ Cから宇和島市津島町漁家仏崎見通し100メートルの点 オ Bから宇和島市津島町漁家仏崎見通し100メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第139号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下64番地の6北端 B 宇和島市津島町須下64番地の6南角 点 ア Aから宇和島市津島町須下417番地2北角見通し85メートルの点 イ Bから宇和島市津島町須下416番地南角見通し105メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第140号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下148番地の3西角前護岸 B 宇和島市津島町須下148番地の3西角前護岸沿い西へ70メートルの標識 点 ア Aから宇和島市津島町竹ヶ島島頂部見通し180メートルの点 イ Aから宇和島市津島町竹ヶ島島頂部見通し300メートルの点 ウ Bから宇和島市津島町須下崎突端見通し280メートルの点 エ Bから宇和島市津島町須下崎突端見通し160メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第141号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下651番地の1南角前護岸 B 宇和島市津島町須下新防波堤付根 点 ア Aから宇和島市津島町須下由良神社参門見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市津島町須下雲泊の浜南東角見通し130メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第142号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町須下雲泊の浜南東角より北へ37メートルの標識 B 宇和島市津島町須下461番地東角前護岸標識 点 ア Aから宇和島市津島町泥目水7番35下灘漁業協同組合真珠貝研究所中央見通し135メートルの点 イ Bから宇和島市津島町泥目水7番35下灘漁業協同組合真珠貝研究所中央見通し145メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第143号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町竹ヶ島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島中突堤北側付根から護岸沿い北へ8メートルの標識 B 宇和島市津島町竹ヶ島新突堤南側付根から護岸沿い南へ5メートルの標識 点 ア Aから116度5メートルの点 イ Aから116度30メートルの点 ウ Bから116度30メートルの点 エ Bから116度5メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第144号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町竹ヶ島地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線及びBC間の最大低潮時海岸線から32メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島道越護岸海底ケーブル敷設示標 B 宇和島市津島町竹ヶ島長モチ岩 C 宇和島市津島町竹ヶ島弁天島2番岩中央 点 ア Aから152度30分134メートルの点 イ Bから148度30分164メートルの点 ウ Cから158度45分150メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第145号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	宇和島市津島町竹ヶ島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町竹ヶ島弁天島2番岩中央 B 宇和島市津島町竹ヶ島高島東端 点 ア Aから158度45分400メートルの点 イ Bから191度45分300メートルの点	宇和島市津島町下灘	別記2及び4のとおり
宇区第146号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串40番地(タンダ浜)東角の標識 B 南宇和郡愛南町家串小松鼻東標識 点 ア Aから170度200メートルの点	南宇和郡愛南町家串、柏、柏崎、須魚ノ川、神山、平濬及び油袋	別記2及び4のとおり
宇区第147号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串小松鼻東標識 点 ア Aから128度70メートルの点 イ Aから98度210メートルの点 ウ Aから135度320メートルの点 エ Aから162度260メートルの点	南宇和郡愛南町家串、柏、柏崎、須魚ノ川、神山、平濬及び油袋	別記2及び4のとおり
宇区第148号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串1123番地の標識 点 ア Aから282度60メートルの点 イ Aから282度120メートルの点 ウ Aから272度120メートルの点 エ Aから263度63メートルの点	南宇和郡愛南町家串、柏、柏崎、須魚ノ川、神山、平濬及び油袋	別記2及び4のとおり
宇区第149号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町家串地先	Bア、アイ及びイCの3直線とBC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町家串1266番地の2(若宮神社前)埋立地北角の標識 B Aから護岸海岸線沿い北東へ24メートルの標識 C Aから護岸海岸線沿い南西へ28メートルの標識 点 ア Bから337度44メートルの点 イ Cから337度56メートルの点	南宇和郡愛南町家串、柏、柏崎、須魚ノ川、神山、平濬及び油袋	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第150号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町平暮地先	A B、Bア及びアCの3直線とA C間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町平暮恵比須崎突端 B 南宇和郡愛南町平暮恵比須崎の標識 C 南宇和郡愛南町平暮外防波堤南側突端 点 ア Cから90度60メートルの点	南宇和郡愛南町網家代、串、柏、柏崎、須魚ノ川、神山、平暮及び油袋	別記2及び4のとおり
宇区第151号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町平暮地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町平暮外防波堤南側突端 B 南宇和郡愛南町平暮内防波堤北付根から北へ30メートルの標識 点 ア Aから90度60メートルの点 イ Bから90度150メートルの点	南宇和郡愛南町網家代、串、柏、柏崎、須魚ノ川、神山、平暮及び油袋	別記2及び4のとおり
宇区第152号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町平暮地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町平暮668番地(立碇)の標識 点 ア Aから180度600メートルの点 イ Aから90度450メートルの点 ウ Aから90度450メートルの点	南宇和郡愛南町網家代、串、柏、柏崎、須魚ノ川、神山、平暮及び油袋	別記2及び4のとおり
宇区第153号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2617番地焼場浜北角 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2617番地黒櫛西鼻 点 ア Aから南宇和郡愛南町中浦テレビ塔見通し200メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町中浦鉢ヶ崎見通し130メートルの点	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2及び4のとおり
宇区第154号	第2種画漁業	魚類養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	A Bの直線と最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2378番地北角 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2426番地西角	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2のとおり
宇区第155号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	Aア、アイ及びイGの3直線とA G間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、B Cの直線とB C間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにDエ、エウ及びウFの3直線とD F間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町御荘平山1番地白洲中鼻 B 南宇和郡愛南町御荘菊川1797番地西角 C 南宇和郡愛南町御荘菊川2236番地3南角 D 南宇和郡愛南町御荘菊川2237番地3東端より海岸線沿い西へ100メートルの点 E 南宇和郡愛南町御荘菊川2238番地ドウシン鼻南西端 F 南宇和郡愛南町御荘菊川2238番地ドウシン北鼻突端 G 南宇和郡愛南町御荘菊川2376番地西角 点 ア Aから南宇和郡愛南町赤水宮ノ鼻見通し250メートルの点 イ Gから南宇和郡愛南町中浦町宮住宅見通し300メートルの点 ウ Eから南宇和郡愛南町高畑猿越中崎見通し150メートルの点 エ Dから南宇和郡愛南町高畑猿越東側防波堤基部見通し160メートルの点	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2及び4のとおり

免許番号	種 類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第156号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川2236番地3地先1号標識 B 南宇和郡愛南町御荘菊川2236番地3地先2号標識 点 ア Aから116度30メートルの点 イ Bから116度30メートルの点	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2及び4のとお
宇区第157号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町御荘平山地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エE、ED及びCBの7直線とA B及びC D間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、Fオ、オカ及びカGの3直線とF G間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。 基点 A 南宇和郡愛南町御荘平山526番地平山防波堤突端 B 南宇和郡愛南町御荘平山262番地東角 C 南宇和郡愛南町御荘平山7番地二又東鼻 D 南宇和郡愛南町御荘平山5番地二又西鼻 E 南宇和郡愛南町御荘平山1番地白洲中鼻 F 南宇和郡愛南町御荘平山444番地1号標識 G 南宇和郡愛南町御荘平山444番地2号標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町御荘平山大島北鼻見通し25メートルの点 イ アから南宇和郡愛南町防城成川中網東端見通し170メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町赤水ヒンデン鼻見通し400メートルの点 エ Eから南宇和郡愛南町赤水宮ノ鼻見通し250メートルの点 オ Fから南宇和郡愛南町防城成川砂浜東端見通し50メートルの点 カ Gから南宇和郡愛南町防城成川砂浜西端見通し50メートルの点	南宇和郡愛南町御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	別記2及び4のとお
宇区第158号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町防城成川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町防城成川オトシ鼻 B 南宇和郡愛南町防城成川オトシ真谷の標識 点 ア Aから34度100メートルの点 イ Bから13度100メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとお
宇区第159号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオCの6直線とA C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町防城成川オトシ真谷の標識から海岸沿い西へ27メートルの標識 B 南宇和郡愛南町赤水高松鼻 C 南宇和郡愛南町赤水平岩 D 南宇和郡愛南町赤水広浦中鼻から海岸沿い南へ125メートルの標識 点 ア Aから11.5度110メートルの点 イ Bから300度300メートルの点 ウ Dから293度280メートルの点 エ Dから293度180メートルの点 オ Cから293度200メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとお
宇区第160号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水23番地第3北角の標識 B Aから海岸沿い南へ15メートルの標識 点 ア Aから280度50メートルの点 イ Bから280度60メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとお

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
字区第161号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水52番地第2北角の標識 B 南宇和郡愛南町赤水53番地第1北角の標識 点 ア Aから280度30メートルの点 イ Bから280度30メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとお
字区第162号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水883番地北角の標識 B Aから海岸沿い南へ23メートルの標識 点 ア Aから96度40メートルの点 イ Bから96度30メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとお
字区第163号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水766番地護岸東角の標識 B 南宇和郡愛南町赤水578番地南角の標識 点 ア Aから40度150メートルの点 イ Aから40度260メートルの点 ウ Bから40度240メートルの点 エ Bから40度130メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとお
字区第164号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町赤水地先	Bア、アイ、イウ及びウCの4直線とB C間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町赤水971番地ドック内角から6.5メートルの標識 B 南宇和郡愛南町赤水宮ノ鼻 C 南宇和郡愛南町後越宮ノ鼻 点 ア Aから338度70メートルの点 イ Aから338度220メートルの点 ウ Cから337度150メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとお
字区第165号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町高畑地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町後越宮ノ鼻 B 南宇和郡愛南町後越中鼻 C 南宇和郡愛南町高畑25番地北角の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町延命寺鼻見通し50メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町延命寺鼻見通し160メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し230メートルの点 エ Cから296度210メートルの点 オ Cから296度60メートルの点 カ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し70メートルの点 キ Bから南宇和郡愛南町マブネ鼻見通し110メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとお
字区第166号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町高畑地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町高畑1015番地第2北角の標識 B Aから海岸沿い南へ40メートルの標識 点 ア Aから90度40メートルの点 イ Bから90度40メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとお
字区第167号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町高畑地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町高畑ダキノ下鼻 B 南宇和郡愛南町高畑ダキノ下中鼻 点 ア Aから354度150メートルの点 イ Bから33度150メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとお

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
宇区第168号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア、アイ及びイCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦鉢ヶ崎鼻突端 B 南宇和郡愛南町中浦11番地北角の標識 C Bから海岸沿い北へ60メートルの標識 点 ア Aから302度150メートルの点 イ Bから296度223メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇区第169号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Bア、アイ、イウ及びウCの4直線とBC間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦1678番地東角の標識 B Aから海岸沿い南へ15メートルの点 C Aから海岸沿い西北西へ30メートルの点 点 ア Bから90度30メートルの点 イ Aから50度35メートルの点 ウ Cから21度30メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇区第170号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦マブネ鼻 B 南宇和郡愛南町中浦二子落北端 点 ア Aから南宇和郡愛南町黒ダキ鼻見通し85メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町黒ダキ鼻見通し200メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し165メートルの点 エ Bから南宇和郡愛南町段ノ網代西鼻見通し50メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇区第171号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦二子落 B Aから海岸沿い南へ30メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻見通し25メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町中浦信田東鼻から南へ40メートルの標識見通し25メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇区第172号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦地先	Bエ、エオ、オア、アイ、イウ及びウCの6直線とCB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦戸ノ浦鼻 B 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦段ノ網代東鼻 C 南宇和郡愛南町中浦樫ノ浦延命寺南鼻 点 ア Aから110度430メートルの点 イ Aから110度840メートルの点 ウ Cから南宇和郡愛南町高畑猿越中崎鼻見通し100メートルの点 エ Bから170度245メートルの点 オ Aから90度450メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇区第173号	第1種画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町左右水地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町上ずれ東突端から海岸沿い西へ9メートルの標識 B 南宇和郡愛南町中浦左右水ひあん谷鼻 C 南宇和郡愛南町中浦左右水ガマノ谷鼻 D 南宇和郡愛南町中浦左右水水下ノ谷鼻 点 ア Aから30度80メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町あこ木鼻見通し160メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり

免許番号	種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Dから南宇和郡愛南町深谷鼻見通し380メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町ヨウケ鼻見通し線とDから南宇和郡愛南町深谷鼻見通し線との交点		
宇区第174号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町中浦左右水地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町中浦左右水深谷鼻 B 南宇和郡愛南町中浦左右水長碇鼻 点 ア Aから173度65メートルの点 イ Aから115度175メートルの点 ウ Bから南宇和郡愛南町黒櫛突端見通し94メートルの点	南宇和郡愛南町防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴	別記2及び4のとおり
宇区第175号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	南宇和郡愛南町船越地先	Aア、アイ、イウ、ウD及びBDの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町船越ウノクソ鼻 B 南宇和郡愛南町船越348番地の標識 C 南宇和郡愛南町船越8番地(旧吉田造船所)西端の標識 D 南宇和郡愛南町船越竹倉鼻の標識 点 ア Aから南宇和郡愛南町下久家風無鼻見通し150メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻見通し線とCからア見通し線との交点 ウ Aから南宇和郡愛南町小浦穴の鼻見通し線とDから南宇和郡愛南町下久家集会所見通し線との交点	南宇和郡愛南町越弓立、小椋浦、船越、久家、下久家、樽外泊、中泊及び内泊	別記2及び4のとおり

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。
- 4 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。